

女性の安全確保に関する防犯指針のポイント

～女性が被害対象となる性犯罪・性暴力、ストーカー等の被害を防止するために～

女性を対象とした性犯罪をはじめとする悪質な犯罪を防止するため、広島県では「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例を改正し、令和4年12月に女性の安全確保に関する防犯指針を策定しました。

(※防犯指針は県民や事業者等に対し、具体的な義務を負わせ、又は規制を課すものではなく、自発的な取組みを促すものです。)

性犯罪・性暴力被害の防止方策

警察や自治体等が発信する性犯罪等の犯罪発生状況をチェック



広島県警察安全安心アプリ
「オトモポリス」



住居では…

- オートロック設備のあるマンション等でも過信せず、
自室に入るまで注意を払う。(玄関ドアの開閉時は特に注意)
- 外出時だけでなく在宅時でも施錠し、高層階でも同様に戸締まりをする。
- 訪問者があったときは、ドアスコープ等で相手を確認してから対応する。
- 玄関や窓に補助錠・防犯フィルムを設置する等、住宅侵入防止用機器を活用する。

屋外では…

- 夜間一人歩きの際は、人通りの少ない暗所を避け、後ろを振り返る等注意を払う。
- 歩行時には、周囲に対して隙を与えるような行動を避ける。(スマートフォン等を注視したり、イヤホンで音楽を聴くなど)

DV*に対する安全の確保

*配偶者や交際相手からの暴力

- 緊急時に避難等の支援を受けるため、警察、配偶者暴力相談支援センター等の相談電話窓口の電話番号等を把握しておく(裏面参照)。また、被害が深刻化する前に、早期に相談する。
- 身体的暴力を受けるなど、危険が切迫しているときは直ちに警察へ通報する。
- 配偶者からの更なる暴力を防ぐため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく保護命令制度*の利用を検討する。(＊裁判所が配偶者に接近禁止命令等を行う。)

ストーカー*に対する安全の確保

*「つきまとい」「面会・交際の要求」「無言電話等」等の行為者

- 嫌なものは嫌とはっきり拒否を示す。
- 氏名や住所等の個人情報が明らかとならないよう、次の対策を実施する。
 - ・スマートフォン等のGPS設定をオフにする。
 - ・不要な郵便物はシュレッダーにかける。
 - ・SNSやブログ等に個人情報が判明するような書き込みをしない。
- 緊急時に避難等の支援を受けるため、警察、婦人相談所、性被害ワンストップセンター等の相談電話窓口の電話番号等を把握しておく(裏面参照)。また、危険が切迫しているときは直ちに警察へ通報する。
- 証拠となるメールや画像は保存し、相手の行為を記録する等証拠を残す。



女性の安全確保に関する情報を
もっと知りたい!



各ホームページで情報を配信しています



女性の安全確保に関する
防犯指針(広島県HP)



犯罪から身を守る
女性の知恵(広島県警察HP)



性犯罪・声かけ事案等
(広島県警察HP)



ストーカー被害防止
ポータルサイト(警察庁HP)



配偶者からの暴力被害者
支援情報(内閣府HP)



もしも、被害にあったときには
どこに相談したらいいの?



状況に合わせて色々な相談窓口があります

(広島県警察)警察安全相談電話	#9110 または 082-228-9110
(広島県警察)性犯罪相談電話	#8103 または 0120-630-110
(広島県) 性被害ワンストップセンターひろしま	082-298-7878 (24 時間 365 日対応) または #8891 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/onestop
(広島県) 配偶者暴力相談支援センター 西部こども家庭センター 東部こども家庭センター 北部こども家庭センター 休日・夜間電話相談	082-254-0391 月～金 8 時 30 分～17 時 (祝日・年末年始除く) 084-951-2372 月～金 10 時 15 分～17 時 (祝日・年末年始除く) 0824-63-5181 月～金 10 時 15 分～17 時 (祝日・年末年始除く) 082-254-0399 月～金 17 時～20 時 土日祝 10 時～17 時 (年末年始除く)
(広島市)配偶者暴力相談支援センター 休日DV電話相談	082-504-2412 月～金 10 時～17 時 (祝日・8/6・年末年始除く) 082-252-5578 土日祝 10 時～17 時 (年末年始除く)
東広島市配偶者暴力相談支援センター	082-420-0407 月～金 8 時 30 分～17 時 15 分 (祝日・年末年始除く)
安芸太田町親子相談支援センター	0826-25-0930 月～金 8 時 30 分～17 時 15 分 (祝日・年末年始除く)



防犯指針は、条例の規定に基づき、子ども・女性・高齢者等の
安全確保のほか、インターネットの安全利用、道路・公園・駐車場及び
駐輪場、住宅の防犯性の向上を図るために方策を示しています。
なお、**それぞれの指針には各項目の役立つ関連情報を掲載しています。**

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課

広島市中区基町9番42号 TEL 082-228-0110

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bouhanshishin/>



防犯指針